

○野田市地域排水整備事業補助金交付規則

平成3年6月29日

野田市規則第33号

注 平成23年5月から改正経過を注記した。

改正 平成17年3月29日規則第34号

平成23年5月19日規則第29号

平成28年3月31日規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、地域排水の秩序ある整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「地域排水整備事業」とは、当該地域内の雨水の排除及び家庭内の雑排水の排除のために実施する事業をいう。

(交付基準)

第3条 交付対象となるものは、次の各号のそれぞれに該当するものとする。  
ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 流末が確保されているもの
- (2) 排水施設を設置しようとする私有道路敷は、将来とも道路として存続するものであること。
- (3) 排水施設を利用しようとするものが5戸以上であること。

(施設基準)

第4条 排水工事の施設は、次の各号に掲げるものを標準とする。

- (1) 下水渠は、ヒューム管、硬質塩化ビニール管、鉄筋コンクリートU字溝とする。
- (2) 公道に布設する排水渠は、内径20センチメートル以上の管及び内法24センチメートル以上のU字溝とする。
- (3) 特殊構造体にあつては、市長が認めたものに限る。
- (4) その他については、下水道施設基準に準ずる。

(補助金の交付割合)

第5条 地域排水整備事業補助金の交付割合は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水路用地を使用して施行する場合でその一部を特定地域の排水の用に供する場合 10分の9以内
- (2) 公道用地を使用して施行する場合 10分の8以内
- (3) 民地を使用して施行する場合 10分の5以内

2 用地費については、全額地元負担とする。

(補助金の申請)

第6条 地域排水整備事業補助金の交付申請をすることができる者は、自治会の長又は地域の代表とする。

2 前項の規定により地域排水整備事業の補助金交付申請をしようとする者は、野田市地域排水整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 承諾書(別記第2号様式)
- (4) 委任状(別記第3号様式)
- (5) 確約書(別記第4号様式)
- (6) 工事見積書
- (7) 工事仕様書

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、地域排水整備事業補助金交付決定(申請却下)通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の施行)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けてから、事業を施行するものとする。

2 事業施行に際し、市は監督等の技術援助を行うものとする。

(工事完了の届出)

第9条 申請者は、工事完了後速やかに工事完了届（別記第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

(工事完了の検査)

第10条 市長は、前条の規定による工事完了届を受理したときは、速やかに関係者立合のうえ検査を行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、検査完了後、補助金請求書（別記第7号様式）に支払を証明する書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに内容審査のうえ、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消)

第12条 市長は、補助金交付決定の通知を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、補助を受けたとき。

(2) 第6条の申請内容に相違して施工したとき。

(3) その他正当な理由がなくこの規則に違反したとき。

(工事後の維持管理)

第13条 この規則により私有道路敷及び民地に整備された排水施設は、当該排水施設の所有権者等が共同して、その機能を損なわないよう、適正に維持管理しなければならない。また、工事完了後、新たに排水施設を利用するものが発生した場合は、申請者は市長と協議のうえ、このものから適正な負担金を徴収することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、野田市地域排水整備事業実施要綱に基づいて、申請された排水整備事業は、この規則の規定により申請されたものとみなす。

附 則 (平成17年3月29日野田市規則第34号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月19日野田市規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の内紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日野田市規則第46号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

(宛先)野田市長

自治会長又は申請代表者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

野田市地域排水整備事業補助金交付申請書

地域排水整備について、野田市地域排水整備事業補助金交付規則第6条の規定により  
関係書類を添えて申請します。

記

1 施行土地の表示

(1) 公道 (2) 私道 (3) 私有地 (4) 既設水路

(いずれかを○で囲む)

2 事業概要 (明確に記載)

第2号様式

年 月 日

(宛先)野田市長

承 諾 書

私(たち)が権利を有する、次の土地を今後とも地域排水施設に供すること及び排水の工事を行うこと並びに当該工事完了後、適切な維持管理をすることについて、異議なくこれに同意します。

記

土地の表示	権利の別	住 所	氏 名	印	備 考

民地利用なる場合及びポンプ排水施設の場合

第3号様式

収 入  
印 紙

年 月 日

住 所  
氏 名 ①

委 任 状

私(たち)は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

番から 番までの土地に係る私有地のうち、所有権等の権利を有する部分について、野田市地域排水整備事業補助金交付規則の規定により事業の申請及びこれに付帯する事項

区分	住 所	氏 名	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

第4号様式

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所  
氏 名 ⑩

確 約 書

私は、次の土地に係る排水事業に関する野田市地域排水整備事業補助金交付規則第6条第2項に掲げる承諾書及び委任状並びに同規則第11条に規定する排水整備事業補助金交付について、一切責任をもって処理いたします。

記

土地の表示

- |           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 1 私有地(私道) | 番から | 番まで |
| 2 公道      | 〃   | 〃   |
| 3 水路敷地    | 〃   | 〃   |

(いずれかを○で囲む)

第5号様式

指令 第 号  
年 月 日

自治会長  
代 表 者 様

野田市長 印

野田市地域排水整備事業補助金  
交付決定(申請却下)通知書

年 月 日付で申請のあった地域排水整備事業補助金について、次のとおり  
決定(申請却下)したので野田市地域排水整備事業補助金交付規則の規定により通知しま  
す。

記

- 1 交付決定
  - (1) 補助金交付決定額 円  
支払方法 銀行等の口座振替払になりますので同封の補助金請求書及び債権者  
登録申出書を提出してください。
- 2 申請却下  
理 由

第6号様式

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住 所  
氏 名



工 事 完 了 届

年 月 日付で補助金交付決定をいただきました地域排水整備事業につきまして工事が完了しましたので報告します。

第7号様式

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住 所  
氏 名



補 助 金 請 求 書

年 月 日付指令 第 号をもって交付決定のあった地域排水整備  
事業補助金について、野田市地域排水整備事業補助金交付規則第11条の規定により、下  
記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

振 込 先	銀 行 支 店	口 座 名 義
預 金 種 類	普 通 当 座	氏 名
口 座 番 号		住 所 電 話

別記第1号様式

(平23規則29・一部改正)

第2号様式

(平23規則29・一部改正)

第3号様式

第4号様式

(平23規則29・一部改正)

第5号様式

(平28規則46・一部改正)

第6号様式

(平23規則29・一部改正)

第7号様式

(平23規則29・一部改正)